

平成25年度定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成25年度定期監査

(2) 監査の対象

平成24年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、平成25年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

第2 監査の結果と措置

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、4機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2機関においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の指摘事項や2件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項	(法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの) 1件
文書注意事項	(指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの) 2件

(2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：平成25年10月3日 公表：平成25年10月4日	報告：平成26年3月27日 公表：平成26年4月8日

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

指摘事項

県立病院局		
大島病院	職員が最低制限価格を特定の業者に教示するなど、工事発注に係る契約事務に関し不祥	1 服務規律の厳正確保 ・文書による周知徹底を図った。（「職員の綱紀の肅正について」（平成25年6月10日付け県立病院局長依命通達）） ・県立病院研修会等において公務員倫理の周

	事が発生している。	<p>知徹底を図った。</p> <p>2 入札事務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札による工事は、原則、工事と無関係の建築士事務所等に設計委託することとした。 ・最低制限価格は、土木部の算定式により得た額を基準として契約担当者が決定することとした。 ・入札に関する事務の事前・事後のチェックの強化を図ることとした。
--	-----------	---

文書注意事項

県立病院局		
県立病院課	<p>診療報酬における患者負担分に係る未収金は、県全体で前年度より減少しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>未収金対策として、鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領に基づき未収金回収計画を作成し、引き続き電話督促や文書催告を行うとともに、戸別訪問により未収金回収に努めた。</p> <p>また、悪質な未納者に対しては、法的措置として支払督促を行った。</p>
	<p>平成24年度の診療材料共同購買業務委託において、過払いが発生し、平成25年度に返納させているものがある。</p>	<p>事務処理に係るチェック体制を整えるとともに、自主検査の強化を図るなどの改善策を講じた。</p>